

原文英語： UNHCR, Options Paper 1: Options for governments on care arrangements and alternatives to detention for children and families, 2015, Second Revision of the document, published in 2019. <<https://www.refworld.org/docid/5523e8d94.html>> 仮訳ですので、併せて原文もご覧ください。

UNHCR オプションペーパー1 子どもと家族のためのケアと収容代替措置にまつわる政府のためのオプション(2015 [2019年改訂版]) P18 より



ベルギーでは、国境に到着した18歳未満の子どもがいる家族やベルギーを通過しようとしたところ身柄を拘束された在留資格のない家族は、「オープンファミリーユニット」と呼ばれる、国が運営するコミュニティベースの一戸建ての住宅やアパートを提供される。しかしこれらの宿泊施設は、ベルギー法上は「収容施設」に位置付けられている。施設はプライバシーを尊重し、家庭生活と子どものニーズに合致したものになっている。家族は午後9時から午前9時までユニット内にとどまっていなければならないが、それ以外は自由に外出できる。子どもは地元の学校に登録され、家族はユニットの訪問者を自由に受け入れることができる。滞在中、入国管理局から派遣された「コーチ」が家族をサポートする。コーチが毎日来訪し、その家族が求める庇護申請その他の在留資格を求める申請の解決、あるいは帰還準備に向けて家族に寄り添う。コーチは、必要なすべてのアポイントメント（医師、学校、プロボノ弁護士など）を手配し、生活物資の確保、行政手続き、医療の面で家族を支援する。地元のスーパーマーケットで食料その他の物品を購入するためのクーポンなど、こうした支援に伴う費用は、入国管理局が負担し、一部は、EU 帰還基金（将来的にはEU AMIF 基金となる）が負担する。

家族帰還プロセスと家族帰還委員会



英国の家族帰還プロセスは、意思決定、支援下での帰還 (assisted return)、通常帰還 (required return)、強制帰還 (ensured return) の4つの段階で構成されている。このプロセスの目的は、国際的保護を必要としないことが判明した家族に、支援下での帰還段階または通常帰還段階で出国することを促し、帰還を確保するために強制措置を講じる必要を回避することにある。これは、内務省と当該家族との緊密な対話を通じて行われ、帰還に向けた準備を整え、強制的な措置が開始される前に退去強制に不服を申し立てる法的手続きの機会も確保される。強制措置が必要な場合は、退去強制プロセスで子どもの最善の利益が考慮されるようにするため、「家族帰還委員会」の形で内務省に独立した助言と支援が提供される。この委員会のメンバーは政府から独立しており、児童福祉の専門知識を有するさまざまな分野の専門家から構成されている。この委員会は、特に収容の必要性に関する評価に関与し、収容が必要と判断される場合でも、収容が最小限に保たれるようにする。強制措置を伴う送還に付される家族は、最後の手段として、子どもと家族に適した環境が整った「出国前」の宿泊施設であるシダーズ収容施設に収容される場合がある。期間は最大72時間で、大臣の権限で1週間まで延長することができる。この「出国前」宿泊施設は、子どもと家族のプライバシーと独立を尊重する安全な施設として利用できるよう設計されている。

仮訳・原文英語 UNHCR, Options Paper 2: Options for governments on open reception and alternatives to detention, 2015, <https://www.refworld.org/docid/5523e9024.html> 仮訳ですので原文もあわせてご参照ください。また、ハイライトは駐日事務所が挿入したものです。

収容に関するグローバル
戦略

2014-19

ゴール2：収容代替措置が法令として整備され、実務として実践されることを確保する

UNHCR オプションペーパー2 (2015 年)

開かれた処遇と収容代替措置に関する政府のオプション

収容代替措置 (ATD) とはどのようなものか？

庇護申請者が移動の自由に関するなんらかの条件や制限が課されながら、地域社会で居住すること認める、全ての法令、政策、あるいは従来からの実務である。

収容に代わる代替措置は、形を変えた収容であってはならない。また、放免や自由に対する条件が整っていない場合には、そのような代替措置が課されてはならない。代替措置は最小限の介入原則を尊重し、特に脆弱なグループの状況に細心の注意を払わなければならない。

庇護希望者の自由と移動の自由は常にファーストオプション（最初に実現可能性を検討すべき選択肢）である。

なぜ代替措置が必要なのか？

- 国際法は、収容が最後の手段であることを要請している。
- 代替手段は恣意的拘禁を回避するものである。
- 収容の取り消しを求める訴訟などに関連した費用、裁判所から支払いを求められる高額な賠償を削減できる。
- 収容が非正規な入出国に対する抑止効果を有するというエビデンスはない。
- 代替措置は収容よりもはるかに費用負担が少ない。10 倍も安上がりである。
- 代替措置を採用した場合の協力率は非常に高い。条件遵守率は 80～95% である。
- 被収容者への短期的、長期的な精神的、肉体的悪影響を回避できる。
- 庇護希望者と彼らを受入れるコミュニティの間の信頼と共存を増進できる。

代替措置が機能するためには、庇護希望者その他の移住移動者には、次のような配慮が払われる必要がある。

1. 適用される入国手続き全体を通じて尊厳・人間性を保ち、敬意を持って扱われること
2. 収容代替措置に基づく権利と義務、さらに義務に違反した場合の影響に関する明確で簡潔な情報が提供されること
3. 継続して在留するためのあらゆる法的手段に関する助言を含めた法的助言を受けられる機会を提供されること
4. 適切な物的支援、宿泊施設、その他の処遇条件を利用できること
5. 個々人の事情に応じた「コーチング」やケースマネジメント管理サービスが提供されること

仮訳・原文英語 UNHCR, Options Paper 2: Options for governments on open reception and alternatives to detention, 2015, <https://www.refworld.org/docid/5523e9024.html> 仮訳ですので原文もあわせてご参照ください。また、ハイライトは駐日事務所が挿入したものです。

1. 受入れプロセスの管理

スクリーニング

警察官や入国管理局官などの第一線の現場に立つ職員は、国際法に沿った詳細かつ個別の評価に基づいて収容・放免に関する決定を下すことが求められる。適切なスクリーニングツールや評価ツールが整備されれば、庇護希望者その他の移民のそれぞれの類型独自の状況やニーズを考慮することを含め、意思決定者の指針として役立つ。



ザンビアでは、新しいガイドライン「ザンビアの脆弱な移民に対する保護支援」が、入国管理局職員、警官、社会福祉事務所や保健所の職員、刑務所の職員、NGOの職員などの「第一接触者」において脆弱な移民と庇護希望者を特定するにあたり、その指針として使用されている。最初のインタビューで使用される「移民プロファイリングフォーム」は、対象者が、庇護希望者、人身売買の被害者（人身売買の被害者ではないかと疑われる人、人身売買の被害者となる可能性のある人を含む）、保護・養育者のいないまたは主たる保護・養育者と離別した子ども（UASC）、目指していた外国への渡航中に渡航できなくなり行き場を失った移民、無国籍者、その他の脆弱な移民という各種カテゴリーのいずれかに該当するかどうかを判断する手段となる。当事者は、個々のケースに応じて、保護業務やさまざまな法的プロセスを担っている関係機関に付託される。こうした保護に重点を置いたプロセスと手続きの実施をサポートするため、定期的なキャパシティビルディング活動が実施されている。



米国では、リスク分類評価（RCA）ツールを使用して、取り調べ時に個別の身柄拘束評価が行われる。逃亡リスク、地域社会への危険、固有の脆弱性（妊娠、拷問経験者、迫害経験者など）が考慮される。多くの場合、こうした要素が決定的な要因になるわけではないが、すべての要素が参考とされ収容か放免かが決定される。収容される人々については、RCAに、収容された集団内でのそれぞれの治安上の危険度の分類が記入される。



英国の法執行指示・指針は、一時的入国または放免が認められるという好意的な推定を前提に、可能な限り、収容代替措置を適用することから始まる。この指針は、収容を許可する前提として、収容に代わるすべての合理的な代替措置を検討する義務を職員に課している。指針には、意思決定の指針となる要素が列挙されている。逃亡歴、放免条件不遵守歴、遵守履歴、英国でのつながり、庇護手続きその他の手続きの段階、拷問歴、肉体面・精神面の健康状態、退去強制の見通しなどである。



欧州連合の処遇条件指令(Reception Conditions Directive)2013/33 / EU は、庇護希望者の収容は最終手段であり、個々の評価に基づいて必要な場合にのみ適用されることを強調しており、加盟国は、収容という手段に訴える前に、収容に代わるすべての身柄拘束を伴わない代替措置を検討することを義務付けられている。

仮訳・原文英語 UNHCR, Options Paper 2: Options for governments on open reception and alternatives to detention, 2015, <https://www.refworld.org/docid/5523e9024.html> 仮訳ですので原文もあわせてご参照ください。また、ハイライトは駐日事務所が挿入したものです。

る。加盟国は、申請者の責に帰すことができない行政手続の遅延が収容の継続を正当化できないといったデューデリジェンスの原則を遵守する義務を課されている。

収容決定の速やかな審査

収容に関する決定を司法当局その他の独立した機関において速やかに審査される権利は、決定的に重要な手続き上のセーフガードである。このような審査は自動的に行われるべきであり、庇護希望者その他の移民を拘束するという最初の決定から 24 時間から 48 時間以内に第一段階の審査が行われるべきである。審査機関は、最初に収容した機関から独立していなければならない。また、放免を命じる権限、放免の条件を変更する権限を有していなければならない。その後の審査は、7 日間ごとに 1 ヶ月を期限として行い、その後は最大収容期間に達するまで毎月行う。庇護希望者とその代理人は、これらの審査に出席する権利を有していなければならない。



カナダ国境局は、国境・出入国の管理、通関業務を担当する連邦政府機関として、通常は収容から 48 時間以内、またはそれ以降については遅滞なく、庇護希望者を含む行政手続きにもとづく収容中の移住者の放免を条件付きまたは無条件で認める裁量権を有している。その期間（48 時間）内に解放されない場合、独立審査機関である移民難民委員会（IRB）移民課（ID）の職員が、48 時間以内またはその後遅延なく、それぞれの意見を聴く審理を行い、収容の可否を審査する。審査は、ID 職員が収容の理由がないことを確認するまで、7 日後から 30 日ごとに続く。ID によるこれらの審査は、十分な理由なく人が収容されていないこと、収容に至った状況が引き続き存在することを確認するために行われる。



リトアニアの警察/国境警備隊は、庇護希望者を収容することができるが、裁判所の命令なしに 48 時間以上収容することはできない。警察/国境警備隊は、48 時間を超えて収容を延長したい場合、または収容に代わる措置を課したい場合は、地元の裁判所に申し立てなければならない。地方裁判所は、収容期間の延長、放免、収容に代わる措置を命じることができる。庇護希望者、政府機関のいずれも、リトアニアの最高行政裁判所まで決定を争うことができる。庇護希望者が収容命令についてそれ以降の審査を求める場合は、法的援助を受ける権利が与えられている。



英国では、外国人を収容した場合、行政機関による審査の実施が義務づけられており、審査は収容後 24 時間以内に開始し、7 日後、14 日後、28 日後、それ以降は毎月実施しなければならない。収容が長期に及ぶことは深刻な問題であるという認識の下、審査は、行政機関の段階的に上位の者が行う。放免の申請や行政機関の決定に対する審査を司法機関に求めることは収容手続き全体を通じて可能であるが、自動的に行えるわけではなく、いくつかの制限がある。



オーストリアでは、Fundenwesen und Asyl（連邦外国人庇護局）が 4 週間ごとに職権により比例原則にもとづいて収容の妥当性を検討し、収容代替措置の適用を決定できる。4 ヶ月後、連邦行政裁判所が審査を

仮訳・原文英語 UNHCR, Options Paper 2: Options for governments on open reception and alternatives to detention, 2015, <https://www.refworld.org/docid/5523e9024.html> 仮訳ですので原文もあわせてご参照ください。また、ハイライトは駐日事務所が挿入したものです。

行い、職権にもとづく行政収容の合法性を審査する。裁判所に審査を求める申し立ては、手続き全体を通じて可能である。

収容の最大期限と自動的放免

国内法で収容の最大期間が設定されている場合は、恣意的収容、無期限収容を防ぐセーフガードとなる。最大期間が終われば、被収容者は自動的に放免しなければならない。放免を命じてすぐに同じ理由で再収容することで、最大収容期間を回避することはできない。

 アイルランド 21 日	 フランス 45 日	 ベルギー 2 か月	 ポルトガル 60 日	 スペイン 60 日
---	---	---	---	---

収容代替措置に不服を申し立てる権利

収容代替措置は、程度に差はあるものの移動の自由に対する制限を伴うため、収容代替措置もまた、長期に渡って課される制限を最小限に抑えるために、司法その他の独立した機関による定期的な審査に付きなければならない。

合法的滞在と身分証明書の発行

身分証明書の発行は、恣意的な収容または再収容に対する重要なセーフガードの1つである。滞在条件としてパスポートその他の渡航文書を提出することが義務づけられている人の場合、それに代わる身分証明書が必要である。

難民条約第 27 条は、領土内の庇護希望者と難民が有効な渡航文書を所持していない場合、締約国に対し、身分証明書を発行することを義務づけている。



コスタリカでは、すべての庇護希望者は、庇護申請の審査期間中、暫定的な合法的地位を認められる。移民局内の難民部門が一時的な身分証明書を発行する。難民認定手続きに3ヵ月以上かかる場合、庇護希望者は更新された一時的な身分証明書の発行を受ける権利を有するところ、そこにはとりわけ働く権利を有することが明示される。



マレーシアの司法長官が 2005 年に検察部門の責任者に対して出した指示が、身元と在留資格を確認することで庇護希望者の収容を回避することに役立っている。出入国管理上の理由で逮捕されたとき、警察や出入国警備官などの第一線の職員は、データベースとコールセンターサービス（ホットラインサービスを含む）を通じて、逮捕した人の身元と在留資格を確認できる。データベースとコールセンターサービスはいずれも UNHCR が運営している。その人物が UNHCR に登録されていれば、その人は放免される。当局は、この確認プロセスを 14 日以内に実施しなければならない。逮捕された者が UNHCR の登録文書を提

仮訳・原文英語 UNHCR, Options Paper 2: Options for governments on open reception and alternatives to detention, 2015, <https://www.refworld.org/docid/5523e9024.html> 仮訳ですので原文もあわせてご参照ください。また、ハイライトは駐日事務所が挿入したものです。

出できない場合、UNHCR の ID 番号と生年月日、両親の名前、出生地などの基本的なバイオデータを逮捕した警察官に知らせることができる。

法的代理人と法律扶助へのアクセス

法的代理人の支援（また、同じような状況にいる滞在国の国民に提供されている場合は、無料の法律扶助）が提供されれば、被收容者は自分の権利を理解し、またそれを行使し、恣意的收容ケースを低減することができる。



欧州連合の処遇条件指令 2013/33/EU は、庇護希望者に支弁する能力がない場合であって收容に対する不服申し立てや再審査の救済措置を求める際に必要な場合、独立した無料の法的支援と法的代理人の支援を確保しなければならないと規定している。加盟国は、そのような法的支援の提供を国内法に規定しなければならない。



日本では、入国管理局（訳注：現出入国在留管理庁）、なんみんフォーラム（FRJ）、日本弁護士連合会（JFBA）の間で締結された覚書に基づき、庇護申請者の收容問題を含めた庇護制度の改善のための新しい枠組みが確立されている。庇護希望者の收容代替措置のパイロットプロジェクトの一環として、ある特定のケースが確認された場合は入国管理局が FRJ にそのケースを付託する。一定基準を満たした人とは、一時避難のための上陸許可、仮放免、または仮滞在許可が与えられる可能性のある者を含む。FRJ は、ケースを検討した後、宿泊施設を特定し、ケースマネージャーを任命する。FRJ は心理カウンセリングなどの支援を提供し、教育や医療へのアクセスを確保する。日弁連は、庇護希望者に無料で法的支援を提供する。

ケースマネジメント

ケースマネジメントは、十分な情報に基づいた意思決定、迅速かつ公平な在留資格の解決、優れた対応メカニズム、庇護希望者にとっての負担の軽減に重点を置き、庇護希望者と彼らの難民の主張、その他の在留資格を求める根拠となる主張に対して、在留資格の審査期間中を通じて、サポートとマネジメントを提供する戦略である。

要点：

- ケースマネージャーは、庇護手続き、その他の在留資格を求める手続きの初期段階で任命され、在留資格が得られるか退去強制が行われるまで継続しなければならない。
- 積極的な情報共有が不可欠である。
- ケースマネージャーはソーシャルワーカーの場合もある



スウェーデンでは、庇護希望者は登録後 2 人のケースワーカーに当てられる。そのうち 1 人目のケースワーカーは、庇護申請プロセスを担当する。そのケースワーカーは、庇護希望者の申請内容を調査し、申請者とのインタビューを行い、スウェーデン移民局長が下すことになる決定に向けた準備を行う。もう 1 人

仮訳・原文英語 UNHCR, Options Paper 2: Options for governments on open reception and alternatives to detention, 2015, <https://www.refworld.org/docid/5523e9024.html> 仮訳ですので原文もあわせてご参照ください。また、ハイライトは駐日事務所が挿入したものです。

のケースワーカーは、日常生活の問題を解決するのをサポートし（日当、特別手当、学校、住居など）、必要に応じて医療、カウンセリング、その他のサービスに申請者を紹介する。このケースワーカーは、申請者の居住地の近くのレセプションユニットに勤務し、スウェーデン移民局または移民裁判所の決定を申請者に通知する任務を負っている。このケースワーカーは、庇護希望者の申請に対して下される可能性があるすべての決定に対して庇護希望者が対応できるようにするために「動機づけカウンセリング」と呼ばれるカウンセリングを実施し、申請が認められなかった後逃亡した場合のリスクを評価する。帰還プロセスでは、定められた様式に従って帰還について話し合うための場が持たれる。

このケースワーカー制度は、スウェーデンからの自主出国にプラスの効果をもたらしてきたと考えられている。たとえば、2012年にスウェーデンからの出国を命じられた第三国の国民の65%（12,988人）が強制的な形を取ることなく帰還した。



ベルギーでは、子どものいる家族向けの「オープンファミリーユニット」事業の一部として、ケースマネジメントが「コーチング」の形で提供される。割り当てられる「コーチ」は、入国管理局から派遣され、申請者の庇護その他の在留資格を求める根拠となる主張に対して納得できる解決が得られるよう支援するために毎日訪問する。また、コーチは、ベルギーに残るためのすべての法的手段を検討する。帰還する場合はその準備を支援し、法的助言に容易にアクセスできるよう計らう。コーチは、予約（医師、学校、プロボノ弁護士など）を手配し、家族の生活物資の調達、行政との事務手続き、医療の面で支援を行い、またそれらがスムーズに行えるようにする。

2. 開かれた処遇と収容代替措置

就労権、社会的権利を与えられてコミュニティの中で暮らす



チリでは、庇護希望者が庇護申請を提出すると、8ヵ月間有効で更新可能な就労権付きの一時滞在許可証が発行される。内務治安省社会行動局とUNHCRのパートナー組織であるアユダソシアル・デ・ラス・イグレスias・クリスティアナスとの間で調印された協定に基づき、庇護希望者、難民の地元の社会的および経済的構造への統合を促進するための包括的な社会支援スキームが組織されている。こ

のプログラムは、庇護希望者と同伴する家族の支援、難民の定住スキーム、脆弱な人々と特殊な保護ニーズを有するケースに対するサービスから構成されている。特に、支援プログラムは、庇護手続きの期間中

要点：

- 望ましいアプローチは、コミュニティの中で独立して、私的な生活が営める宿泊施設で生活することである。
- ケースワーカーのサポートは、尊厳に配慮した態度で庇護希望者に接し、「通常的生活」を送ることを可能にし、出入国管理上の条件への違反を最小限に抑えることができる。
- 就労権がない場合、適切なレベルのソーシャルサポートが必要である。
- 滞在国内による就労権の付与は独立の足掛かりであり、自活し、庇護プロセスや移住プロセスに建設的に関与する能力も高まる。

仮訳・原文英語 UNHCR, Options Paper 2: Options for governments on open reception and alternatives to detention, 2015, <https://www.refworld.org/docid/5523e9024.html> 仮訳ですので原文もあわせてご参照ください。また、ハイライトは駐日事務所が挿入したものです。

の基本的なニーズ、特に食料、住宅（家具を含む）、登録、輸送などをカバーすることを目的としている。チリでの滞在の最初の3ヵ月間、申請者は完全なサポートを受ける資格がある。提供される金額は、それぞれ3ヵ月後に75%、6ヵ月後に50%に減少する。通常、サポートは12ヵ月後に終了するが、実施機関は、特別な事情によりサポートを延長するよう社会福祉局に要求できる。

オープンアコモデーションネットワークオプション



ニュージーランドと、デンマーク、フィンランド、アイルランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデンなどの欧州の国々は、オープンアコモデーションセンター（開放型宿泊施設）を運営する伝統的な文化を発展させてきた。オープンアコモデーションセンターは平屋の集合体の形を取ることもあり、しばしばレセプションセンターとも呼ばれる専用の宿泊施設である。ここは、さまざまなサービスが提供できるようになっており、人が自由に出入りできるが、多くの場合、ケースワーカーと定期的に面談しなければならない。時にはこれは共同生活の形を取り、寮形式や食堂キッチン共同の形を取る場合がある。他の場所では、キッチン付きの一戸建ての平屋に似た独立した住居となっている。

ケースワーカーのサポートを受けながらコミュニティの中で自立して生活する



2006年以來、非政府組織である国際社会事業団香港支部（ISSHK）が、**中国の香港特別行政区**で難民申請者と拷問禁止条約にもとづく在留資格申請者（「ノンフルマン申請者」）が自分のケースについて決定が出るまでのあいだコミュニティに住むことを支援する政府資金プログラムを実施している。ISSHKは、ノンフルマン申請者がコミュニティ内で適切な民間の宿泊施設を見つけるのを支援する。申請者は、許容される家賃月額内で居住地を選択できる。ISSHKは毎月の賃貸収入を負担し、生活水準の検査を定期的に行う。ISSHKの監督下にあるシェルター、古い家、非常用ゲストハウス、賃貸アパート、政府施設、民間アパートなど、さまざまな宿泊タイプが利用できる。ノンフルマン申請者とISSHKの間で権利と責任に関する契約が締結される。ISSHKは申請者の状況と経歴の慎重な評価に基づいて、食物、衣類、洗面道具、医療支援、子どもがいる場合は教育を提供する。支援はすべて「現物」で支給される。

香港入国管理局（HKID）はというと、写真付きの登録文書を発行する。これは毎月更新しなければならない。所持者が庇護申請を行っており現在審査中であり、香港に滞在する許可を得ていることの証明となる。すべてのノンフルマン申請者は、月に1回またはスケジュールどおりに直接HKIDに出頭・報告しなければならない。出頭・報告しなかった場合は逃亡したとされ、捜査され逮捕される可能性がある。

仮訳・原文英語 UNHCR, Options Paper 2: Options for governments on open reception and alternatives to detention, 2015, <https://www.refworld.org/docid/5523e9024.html> 仮訳ですので原文もあわせてご参照ください。また、ハイライトは駐日事務所が挿入したものです。

出頭・報告



スウェーデンでは、スウェーデン移民局またはスウェーデン警察が収容対象となりうる人を監督下に置くことができる。監督命令にもとづいて、これに該当する人はある時期で警察当局またはスウェーデン移民局に出頭する義務がある。監督命令の対象者ができるだけ容易に出頭できるよう、報告は居住地に最も近い警察署/スウェーデン移民局事務所で行うことができる。また、その対象者はパスポートその他の身分証明書の提示を求められる場合がある。監督または収容の決定は、いつでも不服を申し立てることができる。

要点：

- 出頭・報告頻度が必要以上にならないようにし、時間の経過とともに引き下げるべきである。
- 出頭・報告形態は、それぞれのニーズに合わせて調整する（電話報告など）。
- 出頭・報告条件は定期的に見直すこと。
- 出頭・報告場所は、違反を避けるために便利でアクセス可能な場所でなければならない。
- 異なる当局への出頭・報告-例えば出頭先を（たとえば、警察への代わりに）ソーシャルワーカーにすることでトラウマの再燃を避けることができる。
- 義務違反の理由を適切に評価し、遅延の正当な理由がある場合はある程度柔軟な対応を示さなければならない。

電話での報告



米国で庇護希望者に課せられた報告義務は、電話による報告によって足りる場合がある。この技術は民間業者が所有しており、米国政府向けに運営管理している。庇護希望者は、業者の生体認証音声認識ソフトを介して、電話で米国入国管理局に「出頭」できる。電話報告の頻度はリスクの評価に基づいており、個々のケースの段階に応じて加減できる。個人が適切な間隔で電話をかけない場合、報告頻度が引き上げられる、あるいは再収容される可能性がある。

国の資金による放免とコミュニティの中での監督



カナダ国境サービス庁との契約に基づき、非営利団体であるトロント放免プログラム（TBP）が、庇護希望者や退去を待っている人を含めた入国管理機関の被収容者が放免により収容を解れるのを支援する事業を行っている。TBP は、家族または他の適格な保証人がいない者の「放免金納入者」となって放免金を支払い、これにより他の放免制度にありがちな差別を廃止している。TBP では、実際には支払いは行われない。庇護希望者は、TBP の保証に基づいて放免される。TBP は面接を行い、庇護希望者の監督に対する適性を評価する。

庇護希望者は、TBP によって設定された報告条件を含めて、TBP とすべての入国管理手続きに協力し、最終的に庇護申請または移住申請を退ける決定があった場合はカナダから出国することに自主的に同意する。庇護希望者と TBP の間で締結された契約に従って、庇護希望者はすべての予定された期日に出頭し、TBP に住所の変更を通知し、カナダでの有意義な活動（例えば、教育、職業訓練、仕事）に参加することに同意する。TBP と庇護希望者との間に信頼関係が確立されると、報告要件は一般に減少する。TBP

仮訳・原文英語 UNHCR, Options Paper 2: Options for governments on open reception and alternatives to detention, 2015, <https://www.refworld.org/docid/5523e9024.html> 仮訳ですので原文もあわせてご参照ください。また、ハイライトは駐日事務所が挿入したものです。

が庇護希望者の住居へ予告なしに訪問する場合がある。報告義務を遵守しないと、TPB が州当局に通知する可能性があり、その場合、その庇護希望者に対してカナダ全域で逮捕状が発付される。TBP は、報告を怠ると収容に戻る可能性があることを明確に伝える。

2012 年度から 2013 年度に、合計 415 人の監視対象者の 95.1%がプログラムを完全に遵守した。TBP が成功の一端は、プログラム開始時に包括的なオリエンテーションを実施したことなど、ケースマネジメントを実施したことに関連している。TBP のスタッフは、オンタリオ州の法律、心理社会、医療サービスにアクセスする方法に関する情報を個人に提供する。

保証人付きの放免



英国では、収容の最初の 8 日以内に、英国の主任入国審査官 (CIO) の階級以上の入国審査官に申請することにより、申請にもとづく放免が得られる。8 日を超えると、移民判事に放免を申請することができる。ただし、いくつか例外がある。

移民と庇護の審理を担当する裁判官に対する放免指針は、次のことを検討するように指示している。(a) その人が収容された理由、(b) 現在までの収容期間と見込まれる将来の収容期間、(c) 特定の代替措置の適否を左右する当該庇護希望者の状況を含めて利用可能な収容代替措置、(d) 庇護希望者とその家族に対する収容の影響、(e) 放免の条件を遵守する見込み、である。収容されている庇護希望者は、放免条件の遵守を保証する責任を負うことに同意する身元引受人を付けることを要求される場合がある。この要件は必ず、というわけではない。最近入国したばかりの人は、身元引受人になってもえそうな人が見つからないだろうという事実を十分に考慮しなければならないとされている。申請者が逃亡すると結論づける合理的な根拠がない場合は、身元引受人は不要である。

放免指針とその付属書に、課せられる放免条件についてさらに詳しく説明している。放免指針は、申請者の状況と必要な監視レベルに応じて条件の厳格度を変更すべきであると規定している。保証金の金額を設定する方法についての指示も記載されている。

放免指針とその付属書に、課せられる放免条件についてさらに詳しく説明している。放免指針は、申請者の状況と必要な監視レベルに応じて条件の厳格度を変更すべきであると規定している。保証金の金額を設定する方法についての指示も記載されている。

保証人または身元引受人の提供



要点：

- 放免の審理は自動的に（被収容者が申請しなくても）実施されることが望ましい。
- 保証金つき放免は、脆弱な財政基盤を考えると、多くの庇護希望者にとって利用するのが難しい。そのため、そのような財政的事情による不利益を最小限に抑える努力が望まれる。
- 保証人または身元引受人は、金銭の支払いよりも庇護希望者にとって現実性がある場合がある。
- 保証人または身元引受人による庇護希望者その他の移民の搾取を避けるため、保証人または身元引受人を厳格にチェックしなければならない。
- 放免、弁護士、法的援助に関する一般情報は、複数の言語とさまざまな形式のコミュニケーション（例：収容施設のビデオ画面やパンフレット）などで提供しなければならない。

仮訳・原文英語 UNHCR, Options Paper 2: Options for governments on open reception and alternatives to detention, 2015, <https://www.refworld.org/docid/5523e9024.html> 仮訳ですので原文もあわせてご参照ください。また、ハイライトは駐日事務所が挿入したものです。

リトアニアの外国人法は、外国人が放免される可能性を規定しており、リトアニア国民またはリトアニアに合法的に居住する親族に監護を委任している。この保証人は、リトアニア国内での当該移民の面倒を見、支援することを約束する。庇護希望者には決して適用されないものの、この規定は他の外国人のケースでは適用されている。外国人が放免され、慈善団体や教会などに委ねられた場合がある。

申請に対する決定が出るまでの期間の特定の住所または行政区域での居住指定



ドイツでは、庇護希望者受け入れ配分システムが運用されており、税収と州の規模を考慮して、州ごとに年単位で庇護希望者の割当が計算される（「ケーニグシュタイナークォータ」）。庇護希望者は、「EASY」と呼ばれる全国的な配分システムを使用して、最初のレセプションセンターに割り当てられる。住居の個々の指定は、22ある初期レセプションセンターのいずれかにその時点で

で受け付ける余裕があるかどうか、庇護希望者の出身国、ドイツの州のいずれかに直接の近親者（配偶者、子ども、または庇護希望者が子どもの場合はその親）が居住しているかによって割り当てられる。ドイツに他の親族がいる場合、庇護希望者は別の州への再割り当てを申請できる。

ドイツの庇護希望者は、いわゆる「都市州」（すなわちベルリン、ハンブルク、ブレーメンなど。これらの都市では、庇護希望者が基本的に集合宿泊施設または民間住宅に直接割り当てられている）を除き、初期レセプションセンター（IRC）に通常6週間以上滞在し、そこでは、基本的な物品が現物の形で提供される。IRCでのこの強制的宿泊は、庇護希望者に難民の地位または一時的保護が認められた場合、庇護希望者がドイツで結婚を理由として居住を許可された場合、確定した退去強制命令を受けているものの、当面の間、これを執行できる見込みがない場合、または、どのような場合であれ、保護申請が提出されてから3ヵ月以内には終了する。その後、庇護手続きの完了を待っている庇護希望者は、通常、市町村との契約に基づいて民間企業や慈善団体が運営する開放型集合住宅センター（CAC）、または民間の宿泊施設に移送される。

帰還の文脈における收容代替措置



オランダでは、政府の帰還方針の一環として、さまざまな收容代替措置が整備されている。收容代替措置が個々の庇護希望者に対して必要かどうかを評価する場合、本国送還・出国局（DT&V）と警察は、帰還の見通し、当事者が帰還に向けて積極的に取り組む意欲を有しているかどうか、逃亡のリスク、新たな事実や動向、当事者の個人的状況を検討する。当事者がDT&VではなくNGOと帰還に取り組みたいと考え

要点：

- 配分システムは、家族や離散した家族との繋がり、特別な支援やサービスを必要としている事情、子どもの最善の利益などの申請者とその家族の個人的な状況を考慮しなければならない。
- 1人または複数の家族を国内の別の場所に転居させる場合、関係する自治体（州、地域など）間で（金銭的）補償メカニズムを適用する必要がある場合がある。
- 指定居住は、より広い権利である移動の自由の権利を妨げてはならない。ある程度の柔軟性が必要である。
- 在留資格が認められた後、居住指定は継続すべきでない。

仮訳・原文英語 UNHCR, Options Paper 2: Options for governments on open reception and alternatives to detention, 2015, <https://www.refworld.org/docid/5523e9024.html> 仮訳ですので原文もあわせてご参照ください。また、ハイライトは駐日事務所が挿入したものです。

ている場合、DT&V は地元の NGO と協力する。DT&V は毎年、ケースマネジメントなどの帰還を扱う地域のイニシアチブ、その他帰還に対する現物支給または現金給付に対する助成金の申請を受け付けている。

強度が異なるさまざまな監視手段が適用され、場合によってはそれらの手段が組み合わされる。たとえば、このような措置には、DT&V の帰還準備の支援と組み合わせて定期的に報告する義務、外国人の財政状況に照らして査定された保証金の納付、警察への書類の預託、居所の指定措置などが挙げられる。

家族、保護・養育者のいないまたは主たる保護・養育者と離別した子ども、高齢者、身体障害者、医学的または心理的問題などを抱えた脆弱なグループへの注意が帰還方針に規定されている。たとえば、妊娠中の女性は、出産 6 週間前から出産 6 週間後まで帰国を延期する権利があり、この期間中は合法的な住居、シェルター、ケアが提供される。